

令和3年度監査等計画

1 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和3年度における監査等を実施する。

定期監査は、財務監査を中心として、監査対象機関が所掌する事務全般について、内部統制に依拠した効率的かつ効果的な監査を実施する。

行政監査は、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、定期監査において財務監査と併せて行うほか、特定の課題についてテーマを設定した監査を実施する。

随時監査は、工事現場監査のほか、令和3年度においては、より経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した監査を新たに実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

2 個別実施方針

(1) 定期監査

定期監査は、「令和3年度定期監査等実施計画」（別紙1）によるものとする。

(2) 行政監査

行政監査のうち、定期監査と併せて行う行政監査は、「令和3年度定期監査等実施計画」（別紙1）によるものとする。

また、特定の課題についてテーマを設定した行政監査を令和3年7月から令和3年12月の間に実施するものとし、令和3年6月までにテーマを決定、実施計画を定めるものとする。

その他、監査委員が必要と認めるときは随時に実施するものとする。

(3) 随時監査

随時監査のうち、工事現場監査は、県営建設工事等を対象に令和3年10月から令和3年11月にかけて行うものとし、令和3年6月までに実施計画を定めるものとする。

また、経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査を令和3年7月から令和3年12月の間に実施するものとし、令和3年6月までにテーマを決定、実施計画を定めるものとする。

その他、監査委員が必要と認めるときは随時に実施するものとする。

(4) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、「令和3年度財政的援助団体等監査計画」（別紙2）によるものとする。

(5) 現金出納検査

現金出納検査は、「令和3年度現金出納検査計画」（別紙3）によるものとする。

(6) 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

(7) 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

のとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

(8) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

(9) その他

ア 指定金融機関等監査

指定金融機関等監査は、監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

イ 各部局業務概況説明

各部局業務概況説明は、各部局の監査の総括として令和3年9月に実施するものとする。